



# 交番だより

## 自転車は 車といっしょ 左側！ 自転車安全利用五則

### 1 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外！

**注意！** 歩道通行ができる場合！（例外）

- 「歩行者・自転車専用標識等」があるとき！
- 13歳未満の児童又は幼児、70歳以上の高齢者及び身体に障害のある人が運転するとき！
- 車道又は交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき！（道路工事・連続駐車等）



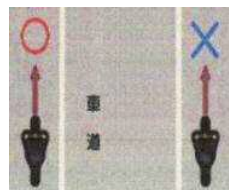
自転車及び歩行者専用標識



普通自転車歩道通行可標示

### 2 自転車は、**車道の左端を通行**しましょう！

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。  
(車道左側の路側帯を通行できます！)



### 3 **歩道は歩行者優先**で、**車道寄りをゆっくり**走りましょう！

歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



### 4 **安全ルールを守ろう！**

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止！
- 夜間はライトを必ず点けましょう！
- 交差点では信号を必ず守り、一時停止と安全確認を忘れずに！



### 5 **子供はヘルメットをかぶろう！**

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう！  
名古屋市内は、**65歳以上の自転車利用者もヘルメット着用が義務化！**





# 自転車の通行ルール

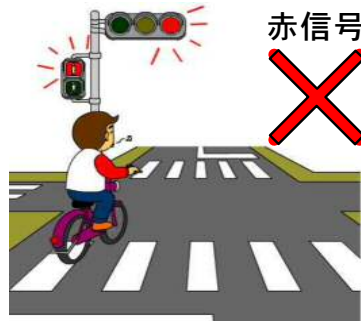


## 信号に従って通行!

自転車は、「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、その信号に従わなければいけません!



歩行者・自転車専用信号機



赤信号



黄色信号も渡ってはいけません!



## 自転車横断帯により横断!

自転車は、自転車横断帯のある場所付近では、自転車横断帯によって道路を横断しなければいけません!



横断歩道・自転車横断帯標識



自転車横断帯標示



## 横断歩道の通行方法!

横断中の歩行者が多いときなど、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、自転車に乗ったまま横断歩道を通行してはいけません!



“横断歩道は、歩行者の横断のための場所”です!

必ず安全確認しましょう!